

寝屋川市立市民体育館指定管理者選定までの経過

1 関係法規の改正

寝屋川市立市民体育館条例及び条例施行規則の全部改正

地方自治法第 244 条の 2 の規定による指定管理者による施設の管理運営を図るため、平成 19 年 6 月市議会及び 7 月教育委員会定例会において、関係法令の改正を行う。

2 各種申込み等状況

(1) 説明会への参加数（平成 19 年 8 月 29 日実施）

法人等の種類		計
NPO 法人	株式会社	
1	2	3

(2) 申請書の提出数（受付期間 平成 19 年 9 月 3 日から 9 月 14 日まで）

法人等の種類		計
NPO 法人	株式会社	
1	0	1

3 選考委員会

(1) 寝屋川市立市民体育館指定管理者選考委員会の設置

ア 寝屋川市立市民体育館指定管理者選考委員会設置要綱の制定

平成 19 年 8 月 1 日 制定

イ 市広報紙にて、選考委員を一般募集

ウ 寝屋川市立市民体育館指定管理者選考委員の決定

- ・設置要綱第 3 条第 1 項第 1 号 一般公募による市民 1 名
- ・設置要綱第 3 条第 1 項第 2 号 体育館利用団体の構成員 1 名
- ・設置要綱第 3 条第 1 項第 3 号 学識経験者 2 名
- ・設置要綱第 3 条第 1 項第 4 号 教育監 1 名

(2) 寝屋川市立市民体育館指定管理者選考委員会開催経過

第1回 平成19年10月1日

- ① 委員長の選出、副委員長の指名
- ② 指定管理者設置要綱、募集要項及び説明会資料の説明
- ③ 指定管理者選考方法の決定（第1次審査、合格の場合は第2次審査を行う。また各審査において合格最低点を設定）
- ④ 第1次審査における書類審査の選考基準、選考方法及び書類選考の採点基準表の確認及び承認
- ⑤ 第1次審査の合格最低点を、選考委員5人の平均点が、120点の7割、84点以上であること。また、選考委員5人全員が全項目4点以上（総合評価の項目については8点以上）であること、この双方をクリアしなければならないことを決定

ア 第一次審査

<p>(1)指定期間中に安定した管理運営を行うことができるか。</p>	<p>(1)適正な法人経営がなされ、体育館指定管理者として指定期間内の管理運営を滞りなく行う能力を有していること。</p>
<p>(2)体育館設置目的を理解して、効果的な管理運営が図られること。</p>	<p>(2)維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること。 (3)運営方針及び運営計画が優れていること。 (4)人員配置計画が適正であること。 (5)配置する職員に対する研修計画が適正であること。 (6)集客促進策が優れていること。 (7)危機管理対策が適正であること。 (8)個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること。 (9)自主事業計画が優れていること。 (10)施設の管理運営上の経費の縮減が図られていること。</p>

(3) 指定管理者として提案に優れていること。	(11) 指定管理者として総合的に優れていること。
-------------------------	---------------------------

※ 上記(1)から(10)までは各項目 10 点満点、(11)は 20 点満点、合計 120 点満点

第 2 回 平成 19 年 10 月 13 日

- ① 第 1 回選考委員会議事録の確認
- ② 第 1 次審査結果の確認と委員総括

☆第 1 次審査結果

	様式	項目	配点	A	B	C	D	E	平均
(1)	様式 3	申請団体概要	10	7	8	8	9	7	7.8
(2)	様式 4-1	維持管理方針、取組	10	7	8	8	7	8	7.6
(3)	様式 4-2	運営方針・運営計画	10	8	9	8	6	7	7.6
(4)	様式 4-3	人員配置計画	10	7	7	7	7	8	7.2
(5)	様式 4-4	職員研修計画	10	7	7	6	7	7	6.8
(6)	様式 4-5	集客促進策	10	7	8	8	8	7	7.6
(7)	様式 4-6	危機管理対策	10	7	8	7	8	8	7.6
(8)	様式 4-7	個人情報・情報公開	10	9	9	7	8	8	8.2
(9)	様式 4-8	自主計画	10	9	9	8	9	8	8.6
(10)	様式 4-10	収支予算書	10	7	9	7	8	8	7.8
(11)	様式 4-9	総合評価	20	17	17	15	16	15	16
合計点			120	92	99	89	93	91	92.8
選考委員 5 人の平均点				92.8					

- ③ 第 1 次審査は、92.8 点となり、合格最低点を上回っていたので、合格と決定。 第 1 次審査選考結果文の確認

- ④ 第 2 次審査（ヒアリング審査）内容について

イ 第二次審査

(1) プレゼンテーション審査	(1) 指定管理者としての抱負について。
-----------------	----------------------

	(2)社会教育・社会体育に関する方針。 (3)5年間の収支について。 (4)体育館管理運営体制について。 (5)今後の団体のビジョンについて。
(2)ヒアリング審査	(6)選考委員より、審査書類・プレゼンテーション等全てを含んだヒアリングを行う。

※ 上記(1)から(5)までは各項目10点満点、(6)は50点満点、合計100点満点とし、選考委員5人の平均点により、第二次審査を行った。尚、合格最低点を60点とした。

第3回 平成19年10月30日

- ① 第2回選考委員会議事録確認
- ② 第2次審査の実施
- ③ 第2次審査結果の確認と委員総括

☆第2次審査結果

		審査項目	配点	A	B	C	D	E	平均
プレゼン 審査	(1)	指定管理者としての 抱負	10	8	7	7	7	7	7.2
	(2)	社会教育・社会体育に 関する方針について	10	8	6	6	6	7	6.6
	(3)	5年間の収支につい て	10	6	6	6	6	6	6
	(4)	管理運営体制につい て	10	5	7	6	6	6	6
	(5)	今後の団体のビジョ ンについて	10	6	6	6	7	6	6.2
ヒアリング (6)		総合評価	50	30	40	35	35	35	35

合 計 点	100	63	72	66	67	67	67
選考委員5人の平均点	67						

④ 第2次審査は67点であり、合格最低点を上回っていたので、合格と決定。指定管理者候補者として選考。

⑤ 指定管理者選考委員会選考結果報告書の作成

(3) 寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者

ア 特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟

寝屋川市成田東町16番10号 会長 長尾昭男

イ 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

(4) 寝屋川市立市民体育館指定管理者選考委員会報告（要旨）

寝屋川市立市民体育館指定管理者として、申請団体はNPO法人としては実績が浅く、財政基盤等においても不安はあるが、市民体育館という市民スポーツの拠点を市民自らが管理運営していくという理想的な体制でもあり、選考委員会としては最終候補者として選考した。しかしながら、市民スポーツの普及推進の観点からも申請団体への行政のサポートは必要不可欠であり、申請団体が指定管理者として機能を果たすために指定期間当初はコーディネーターとして指導する必要がある、その過程の中で指定管理者としての成長を望むものである。また最終候補者は、事業や収支に関して、積極的に市民への公開に取り組み、市に対しても定期的に報告を行うこと。

4 選定

寝屋川市教育委員会は指定管理者選考委員会の選考を受けて、特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟を指定管理者候補者として選定。平成19年12月市議会において指定管理者の指定について、市議会の議決を得て、告示した。